

事 務 連 絡
令和3年10月22日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について
(通知)」の一部変更について

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

令和3年10月20日(水)に開催された県の新型コロナウイルス対策本部会議において
「10月25日以降の県立学校の対応」を決定しました。

この決定に伴い、県教育委員会より県立学校長宛てに自宅勤務及び時差出勤の運用について、令和3年10月25日(月)から当面の間、認める旨、別添写しのとおり通知を発出しました。

つきましては、市町村教育委員会におかれましても、授業等、校務の運営に支障がない範囲において、自宅勤務及び時差出勤の活用について適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、各校においては、引き続き、校内の感染防止対策の徹底とともに、教職員に対して、自らの健康管理や感染予防の徹底についても、改めて周知をお願いします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 菅
電話：048-830-6937
E-mail:a6930-03@pref.saitama.lg.jp

写

教 県 第 6 3 3 号

令和3年10月22日

各県立学校長様

埼玉県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について
(通知)」の一部変更について

標記の件については、令和3年9月30日付け教県第568号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について(通知)』の一部変更について」に基づき、各学校において、適切な対応をお願いしているところです。

このたび、県では、令和3年10月20日(水)に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「10月25日以降の県立学校の対応」を決定しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施する必要があることから、自宅勤務及び時差出勤の運用については、令和3年10月25日(月)から当面の間、認めることとします。

各学校において授業等、校務の運営に支障がない範囲において、自宅勤務及び時差出勤の運用について積極的な対応をお願いします。その際の取り扱いについては別紙のとおりとします。

各校においては、引き続き、校内の感染防止対策の徹底とともに、教職員に対して、自らの健康管理や感染予防の徹底についても、改めて周知をお願いします。

担 当：県立学校人事課

学事・働き方改革担当 池田

電 話：048-830-6735

別紙

教職員の勤務等について

- 1 **令和3年10月25日から当面の間**、授業等、校務の運営に支障がないと校長が認める場合、自宅勤務及び時差出勤を認めることができることとする。
- 2 自宅勤務の取扱いに関しては、令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」に従うこと。
- 3 時差出勤の取扱いに関しては、令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の2に従うこと。
- 4 留意事項
 - (1) 総務事務システム対象職員は「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、教職員本人が総務事務システムの「休暇の種類」の中の「自宅勤務」の項目を総務事務システムに入力し、管理職に提出すること。

なお、総務事務システム対象外職員は、「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、管理職に提出すること。
 - (2) 総務事務システム対象外職員の出勤簿は、「自宅勤務」と記載し整理すること。